

平成 24 年 8 月 27 日

各 位

株式会社あおぞら銀行
代表取締役社長 ブライアン F. プリンズ
(コード番号 : 8304)
問合せ先：財務部長 芥川知美
(電話 : 03(3263)1111)

自己株式（第五回優先株式）の一部取得に関するお知らせ (会社法第 156 条に基づく自己株式の取得)

当行は、平成 24 年 8 月 27 日開催の取締役会において、平成 24 年 9 月 27 日に開催を予定している臨時株主総会に、以下のとおり、第五回優先株式（以下「本優先株式」といいます。）の一部を株式会社整理回収機構（以下「整理回収機構」といいます。）から取得することについて付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、取得する第五回優先株式については、取得後直ちに消却を行なう予定です。

記

1. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	第五回優先株式（丙種優先株式）
(2) 取得する株式の総数	44,220,205 株
(3) 株式の取得対価の内容	金銭
(4) 株式の取得対価の総額	22,700,000,035 円
(5) 株式を取得できる期間	平成 24 年 9 月 27 日開催予定の臨時株主総会終結のときから 平成 25 年 3 月 31 日まで

*上記の内容に関しては、関係当局の承認が得られることを条件としてします。

2. 自己株式の取得を行う理由

当行は、かねてより公的資金返済を経営の優先課題と位置づけており、本日、今後所定の期間内での公的資金完済に向けた道筋を確かにするとともに、株主の皆様の利益にかなう包括的な資本政策として資本再構成プランを策定いたしました。

本自己株式の取得は、当該資本再構成プランの一部として実施するもので、上記 1 の内容で本優先株式を取得することにより、公的資金の一部 227 億円の返済を実施するものです。

なお、本自己株式取得を含む資本再構成プランの全体像につきましては、本日、別途開示しております「あおぞら銀行資本再構成プランならびにあおぞら銀行の目指す姿について」をご参照下さい。

3. 取得価額に関する事項

本優先株式の取得価額につきましては、第三者評価機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「モルガン・スタンレー」という。）による株式価値算定書を取得した上で、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の趣旨・目的、本優先株式の公的資金としての性質、当行の財務状況、経営成績及び業績見込み、公的資金の返済が当行の企業価値・株主価値に与える影響等を総合的に勘案し、本優先株式 1 株当たりの取得価額を 513.34 円といたしました。かかる取得価額は、公的資金に係る二種類の優先株式の普通株式相当換算後の 1 株当たり平均帳簿価額の 385 円に一致するものです。

モルガン・スタンレーによる本優先株式 1 株当たりの価値算定は、資本再構成プランを構成する一連の施策が実施されることを前提として、①類似企業比較分析、②簿価純資産分析、③株主資本コストに基づく分析、④割引配当モデル分析（以下、「DDM分析」という。）、⑤配当利回り分析に基づき実施されております。

なお、資本再構成プランが実施される場合、当行の発行済株式数及び資本構成が大幅に変更されることになるため、本優先株式の取得価額の算定に際して、かかる状況を反映していない過去の当行の市場株価に基づき本優先株式の価値を算定することは適切ではない可能性があることから、モルガン・スタンレーは価値評価手法として市場株価法を採用しておりません。本優先株式 1 株当たりの取得価額 513.34 円は、上記①類似企業比較分析、②簿価純資産分析及び⑤配当利回り分析による算定結果のレンジを上回っておりますが、③株主資本コストに基づく分析及び④DDM分析による算定結果並びに本優先株式 1 株当たりの払込金額である 600 円のレンジの範囲内又はこれを下回る金額となっております（詳細は、下記の「ご参考」をご参照下さい。）。

【ご参考：モルガン・スタンレーの算定結果】

採用手法	算定レンジ
① 類似企業比較分析	208 円～367 円
② 簿価純資産分析	423 円
③ 株主資本コストに基づく分析	533 円～616 円
④ DDM分析	467 円～579 円
⑤ 配当利回り分析	356 円～457 円

①類似企業比較分析による算定結果

類似企業比較分析では、あおぞら銀行と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、本優先株式 1 株当たりの価値の範囲を 208 円～367 円と算定しております。

②簿価純資産分析による算定結果

簿価純資産分析では、あおぞら銀行における普通株式1株当たり簿価純資産の実績値を分析することを通じて、本優先株式1株当たりの価値を423円と算定しております。

③株主資本コストに基づく分析による算定結果

株主資本コストに基づく分析では、あおぞら銀行における想定株主資本コスト、及び、長期的な利益水準を分析することを通じて、本優先株式1株当たりの価値の範囲を533円～616円と算定しております。

④DDM分析による算定結果

DDM分析では、あおぞら銀行から入手した事業計画に基づき、一定の内部留保を前提にあおぞら銀行が将来生み出すと見込まれる配当額を一定の割引率で現在価値に割り引くことにより、本優先株式1株当たりの価値の範囲を467円～579円と算定しております。

⑤配当利回り分析による算定結果

配当利回り分析では、あおぞら銀行と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価と、予想配当額との比較を通じて、本優先株式1株当たりの価値の範囲を356円～457円と算定しております。

モルガン・スタンレーは、本優先株式の価値算定に際し、既に公開されている情報又はあおぞら銀行から提供を受けた情報が正確かつ完全であることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証は行っておりません。また、財務予測については、あおぞら銀行の将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、あおぞら銀行の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。加えて、あおぞら銀行の資産及び負債について、独自の評価・査定は行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けていません。

モルガン・スタンレーは、本取引のために必要な政府機関、監督官庁等による許認可、同意等はすべて取得可能であり、かつ、かかる許認可、同意等には、本取引により期待されるメリットに重大な悪影響を及ぼすような遅延、制限又は条件が付されないことを前提としております。

モルガン・スタンレーは、法務、会計、税務、業規制に関するアドバイザーではありません。モルガン・スタンレーはファイナンシャル・アドバイザーであり、法務、会計、税務、業規制に関する問題については、独自の検証を行うことなく、あおぞら銀行及びその法律アドバイザー、会計アドバイザー、税務アドバイザー、業規制アドバイザーによる判断に依拠しています。

モルガン・スタンレーの分析は、本分析の日付現在における経済、金融、市場その他の状況及び本分析の日付現在においてモルガン・スタンレーが入手している情報に基づくものです。本分析の日付以降に生じる事象が、本分析の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、モルガン・スタンレーは、本分析を更新し、改訂し、又は再確認する義務を負うものではありません。

モルガン・スタンレーの分析は、本取引に関する取引条件に関して何ら意見を表明するものではなく、また、本取引について開催される株主総会におけるあおぞら銀行の株主の議決権行使に関して意見を述べたり、本取引への賛同を推奨したりするものでもありません。

モルガン・スタンレーは、本取引に関しあおぞら銀行のファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。

モルガン・スタンレー及びその関係会社（Morgan Stanley グループの会社と三菱UFJ フィナンシャル・グループの会社を含みますがそれらに限りません。総称して以下「モルガン・スタンレーグループ」といいます）は、銀行業務、証券業務、信託業務、インベストメント・マネジメント業務、その他の金融業務等を含むグローバルな金融サービス（かかるサービスを総称して以下、「金融サービス」といいます）の提供を行っています。証券業務には、投資銀行業務、ファイナンス及びファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供のみならず、証券の引受け、売買及びブローカレッジ業務等が含まれます。通常の業務の過程において、モルガン・スタンレーグループはあおぞら銀行若しくは本取引に関連する企業の社債、株式若しくはローンにつき買い又は売りのポジションの保持、その他、あおぞら銀行若しくは本取引に関連する企業に対してモルガン・スタンレーグループの金融サービスを提供することがあり、また、自身の勘定又はその顧客の勘定において売買その他の取引を行うことがあります。

4. 取引の相手方の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 名称 | 株式会社整理回収機構 |
| (2) 所在地 | 東京都中野区本町二丁目 46 番 1 号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 藤田 昇三 |
| (4) 事業内容 | 貸付債権等の買取り及びその管理・回収、金融機関が発行する株式等の引受け、金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付、信託受益権の買取など |
| (5) 資本金 | 120 億円 |
| (6) 設立年月日 | 平成 11 年 4 月 1 日 |
| (7) 大株主及び持株比率 | 預金保険機構 100% |
| (8) 当行と取得先の関係 | |
| 資本関係 | 取得の相手方は、本優先株式 258,799,500 株を所有しております。 |
| 人的関係 | 人的関係はありません。 |
| 取引関係 | 取引関係はございません。 |
| 関連当事者への該当状況 | 該当事項はありません。 |

(注) 本自己株式の取得は、会社法第 158 条及び第 159 条に定める手続に従って行われるものであり、会社法第 160 条に定める特定の株主からの取得として行われるものではありません。

5 その他

当行においては、本優先株式（自己株式）の取得は、会社法第 459 条及び当行定款第 50 条により、取締役会の決議にゆだねられており、必ずしも、本件を株主総会に付議する必要はありません。

しかし、本件は、資本再構成プランの一環として、上記の通り、様々な要素を考慮の上取得価額を決定していることから、「今後開催される取締役会において、上記 1 の内容にて第五回優先株式を取得すること」について、株主総会の特別決議をもって、株主の皆様のご意向をあらかじめ確認させて頂くため、株主総会に付議することとしたものです。

なお、本件については、平成 24 年 9 月 27 日に開催を予定している臨時株主総会にて、本自己株式の取得に係る議案に加え、別途お知らせしております資本金の額の減少及び定款一部変更に係る議案が原案通り承認可決されること、並びに、同日に開催を予定している普通株主、第四回優先株主及び第五回優先株主による各種類株主総会において当該定款一部変更に係る議案が原案どおり承認可決されること並びに、関係当局の承認が得られることを条件として実施します。

以 上